

⑭ 適格請求書発行事業者の登録申請書

提出
時期

令和5年 10月1日から登録を受けるためには、
令和5年9月 30日まで

インボイス発行事業者になるためには、登録申請手続が必要です。

登録申請手続は、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を納税地の所轄税務署長に提出することにより行います（登録申請は e-Tax をご利用いただくと手続がスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。）。

登録申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。

また、税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。

- * 登録は課税事業者が受けることができます。
- * 免税事業者がインボイス発行事業者として登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することなく、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています（登録日以後は課税事業者となり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。）。
- * 上記経過措置の適用を受けてインボイス発行事業者となった場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、免税事業者となることはできません（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除きます。）。
- * 「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出に当たり、記載漏れ、記載誤り、二重提出が見受けられます。これらの記載誤り等がある場合は、審査に通常よりも多くの時間を要することとなりますので、提出前に誤り等がないかどうか確認のうえ、ご提出ください。

⑮ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表 (変更) 申出書

提出
時期

公表事項を新たに追加する
又は変更しようとするとき

インボイス発行事業者の公表に当たり、国税庁ホームページでの公表事項について、次のいずれかを希望する場合は、「**適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書**」を納税地の所轄税務署長に提出します（e-Tax をご利用いただくと手続がスムーズです。郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。）。

- ・ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧姓（旧氏）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表することを希望する場合（又は変更する場合）
- ・ 個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」を公表することを希望する場合（又は変更する場合）
- ・ 人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」を公表することを希望する場合（又は変更する場合）

なお、インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者の方が、「適格請求書発行事業者の登録申請書」と同時にこの申出書を提出した場合、申出書の内容を反映した状態で公表されます。